

随意契約理由書

一級河川穂谷川の穂谷川新橋上流部で施工中の改修工事において令和4年4月26日の豪雨により左岸未改修区間の堤防法面が一部崩壊し堤防決壊の恐れが生じ急迫の事態となり、緊急に堤防の復旧及び再度災害防止のため応急対応の必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約するものである。

なお、契約の相手方については大阪府随意契約ガイドラインに基づき、被災現場に近接して現在一級河川 穂谷川 改修工事（穂谷川新橋上流その2）を施工中である株式会社東大阪配管とする。